

改正指針と有機溶剤中毒予防規則及び  
 特定化学物質障害予防規則との関係

1 有機溶剤関係

指針対象物質のうち有機溶剤について、改正指針に規定する措置と有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）の適用関係は次のとおり。

	有機溶剤業務 (有機則第1条第6号イ～ヲ)	有機溶剤業務以外の業務
有機溶剤 の含有量  5%超	有機則の適用及び改正指針(3(1)、 4(1)、5、6、7(1))の対象範囲	改正指針(3(4)、4(3)、 5、6、7(1))の対象範囲
1%超	改正指針(3(4)、4(3)、5、6、 7(1))の対象範囲	改正指針(3(4)、4(3)、 5、6、7(1))の対象範囲
1%以下	改正指針の対象範囲外	改正指針の対象範囲外

※有機溶剤とは、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンを指す。

2 パラーニトロクロロベンゼン関係

指針対象物質のうちパラーニトロクロロベンゼンについて、改正指針に規定する措置と特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）の適用関係は次のとおり。

	製造し、又は取り扱う業務
パラーニ トロクロ ロベンゼ ンの含有 量  5%超	特化則の適用及び改正指針(3(2)、 4(1)、5、6、7(1))の対象範囲
1%超	改正指針(3(4)、4(3)、5、6、 7(1))の対象範囲
1%以下	改正指針の対象範囲外

### 3 1, 2-ジクロロプロパン関係

指针对象物質のうち1, 2-ジクロロプロパンについて、改正指針に規定する措置と特化則の適用関係は次のとおり。

	洗浄・払拭の業務	洗浄・払拭の業務 以外の業務
1, 2-ジクロロ プロパンの含有 量 1%超	特化則の適用及び改正指針 (7(1))の対象範囲(※)	改正指針(3(3)、4(2)、 5、6、7(1))の対象範囲
1%以下	特化則の対象範囲外	改正指針の対象範囲外

※：労働衛生教育については、労働安全衛生規則第35条（雇入れ時等の教育）の対象範囲。

### 4 その他の物質関係

指针对象物質のうち上記1～3に掲げる物質以外の物質について、改正指針に規定する措置の適用関係は次のとおり。

	製造し、又は取り扱う業務
その他の 物質  1%超	改正指針(3(4)、4(3)、5、6、 7(2)又は7(3))の対象範囲
1%以下	改正指針の対象範囲外